

倉吉市不妊治療費助成金交付規則を廃止する規則をここに公布する。

令和4年3月30日

倉吉市長 石田 耕太郎

倉吉市規則第18号

倉吉市不妊治療費助成金交付規則を廃止する規則

倉吉市不妊治療費助成金交付規則（平成30年倉吉市規則第14号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この規則の施行の前日に申請された特定不妊治療費助成金又は人工授精助成金の交付については、なお従前の例による。
- 3 令和4年2月1日から同年3月31日までの間に終了した不妊治療についての令和4年度の助成金の交付については、この規則による廃止前の倉吉市不妊治療費助成金交付規則第5条第2項及び第3項の規定は、この規則の施行後も、なお適用があるものとする。